

情報公開・個人情報保護審議会 諒問・報告事項

件名	東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合等について（手続の追加）
----	---------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諒問】

◇第17条第1項第4号（外部電子計算機の結合）

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

(担当部課：総合政策部企画政策課、行政管理課、情報システム課、
子ども総合センター子ども家庭支援課、健康部落合保健センター)

事業の概要

事業名	行政手続のオンライン化等の推進
担当課	企画政策課、行政管理課、情報システム課、子ども家庭支援課、落合保健センター
目的	申請者が窓口に来庁することなく、24時間申請手続を可能とするため、行政手続のオンライン化を推進し、区民の利便性向上を図るため。
対象者	資料18-1の手続の申請者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、平成16年度から東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会（東京電子自治体共同運営センター）が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」を活用し、住民票の写しの交付請求や乳幼児・子ども医療証の申請などの手続をオンラインで受け付けている（平成16年度第7回本審議会承認・了承済。以降、手続の追加の都度、本審議会に諮問・報告し、承認・了承済となっている。）。</p> <p>この度、新たに資料18-1の手続を追加することで、さらなる区民の利便性の向上を図ることとする（各手続の事業概要は、参考18-1を参照）。</p> <p>2 本審議会への付議内容</p> <p>(1)外部結合</p> <p>既に外部結合を行っている「東京共同電子申請・届出サービス」において、手続の追加を行う。</p> <p>(2)業務委託</p> <p>「東京共同電子申請・届出サービス」の運用管理業務を委託する富士通株式会社が取扱う手続の追加を行う。</p> <p>※個人情報の流れは、資料18-2のとおり</p>

件名 東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合について(手続の追加)

※太字ゴシック(下線)が、令和4年度第5回本審議会承認済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	企画政策課、行政管理課、情報システム課、子ども家庭支援課、落合保健センター
登録業務の名称	追加する手続(登録業務)は、資料18-1のとおり
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	追加する手続ごとの情報項目は、資料18-1のとおり
結合の相手方	東京電子自治体共同運営協議会(東京電子自治体共同運営センター) ※東京都と都内区市町村で構成されている。
結合する理由	「東京共同電子申請・届出サービス」は、東京電子自治体共同運営協議会がシステムを構築し、構成団体で共同利用することで高品質なサービスの廉価な提供を実現している。 「東京共同電子申請・届出サービス」を活用することで、申請者は窓口に来庁することなく、24時間申請手続が可能となり、区民の利便性向上を図ることができるため。
結合の形態	LGWAN回線を利用して、東京電子自治体共同運営センターのサーバと区のインターネット端末を接続する。
結合の開始時期と期間	令和4年11月25日以降 (以降、同様の外部結合を行う。) ※上記相手方との外部結合は、平成17年1月から行っている。
情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 東京電子自治体共同運営協議会策定の情報セキュリティポリシー、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守する。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 区と東京電子自治体共同運営センター間で接続するネットワークは、行政専用のLGWAN回線を利用し、特定相手以外との通信は不可とする。</p> <p>2 通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、なりすましを防止する。</p> <p>3 インターネット側と東京電子自治体共同運営センター内ネットワークとは分離するとともに、ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、ウィルス対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。</p> <p>4 東京電子自治体共同運営センター内の機器等は冗長構成(信頼性向上のため予備機を設置)とする。また、入退室管理・データへのアクセス制限等により、東京電子自治体共同運営センター内部からの情報資産の危殆化を防止する。</p> <p>5 東京電子自治体共同運営センターにおけるシステム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等について、監視・アクセス等のログを取得す</p>

	<p>る。取得したログは、定期的に分析を行う。</p> <p>6 業務担当職員ごとに交付される ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者（他の自治体・他の業務担当者等）による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。</p> <p>7 必要に応じて利用者に交付される ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。</p>
--	--

別紙(業務委託)

◇電子計算機による個人情報の処理委託(第14条第1項)…報告事項

件名 東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る運用管理業務の委託について(手続の追加)

※太字ゴシック（下線）が、令和4年度第5回本審議会了承済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	企画政策課、行政管理課、情報システム課、子ども家庭支援課、落合保健センター
登録業務の名称	追加する手続は、資料18-1のとおり
委託先	富士通株式会社(プライバシーマーク、ISO27001取得)
委託に伴い事業者に処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	追加する手続ごとの情報項目は、資料18-1のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	東京電子自治体共同運営協議会(東京電子自治体共同運営センター)のサーバ
委託理由	「東京共同電子申請・届出サービス」は、東京電子自治体共同運営協議会がシステムを構築し、それを共用することで高品質なサービスの廉価な提供を実現している。 「東京共同電子申請・届出サービス」を活用することで、申請者は、窓口に来庁することなく、24時間申請手続が可能となり、区民の利便性向上を図ることができる。 上記委託先については、東京電子自治体共同運営協議会に承認された事業者であり、セキュリティの安全確保に優れた事業者であるため。
委託の内容	東京電子自治体共同運営協議会が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」の運用管理
委託の開始時期及び期限	令和4年11月25日から令和5年3月31日まで （次年度以降も、同様の業務委託を行う。）
委託にあたり区が行う情報保護対策	【運用上の対策】 1 東京電子自治体共同運営協議会策定の情報セキュリティポリシー、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守する。 2 契約にあたっては、特記事項（別紙）を付す。 【システム上の対策】 1 区と東京電子自治体共同運営センター間で接続するネットワークは、行政専用のLGWAN回線を利用し、特定相手以外との通信は不可とする。 2 通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成

	<p>りすましを防止する。</p> <p>3 業務担当職員ごとに交付される ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者（他の自治体・他の業務担当者等）による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。</p> <p>4 ダウンロードした申請情報ファイルは、担当係専用フォルダへ保存するとともに、パスワードを付す。</p> <p>また、ダウンロードした申請情報ファイル内容を申請者一覧ファイルに追加した後は、申請情報ファイルは削除する。</p> <p>さらに、申請者一覧ファイルについては、常時、各担当係専用フォルダへ保存するとともに、パスワードを付すことで、特定の職員のみがアクセスできるようにする。</p>
受託事業者に行わせる 情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 東京電子自治体共同運営協議会策定の情報セキュリティポリシー、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。</p> <p>2 契約にあたっては、特記事項（別紙）を付し、遵守させる。</p> <p>3 情報セキュリティ遵守状況のセルフチェックの実施をさせる。</p> <p>4 情報セキュリティ対策が適切に行われているか、外部監査を実施させる。</p> <p>5 情報セキュリティ対策の内部監査を実施させ、定期的な点検、評価、見直し等を行わせる。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 区と東京電子自治体共同運営センター間で接続するネットワークは、行政専用のLGWAN回線を利用させ、特定相手以外との通信は不可とさせる。</p> <p>2 通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。</p> <p>3 インターネット側と東京電子自治体共同運営センター内ネットワークとは分離させるとともに、ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、ウィルス対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。</p> <p>4 東京電子自治体共同運営センター内の機器等は冗長構成（信頼性向上のため予備機を設置）とさせる。また、入退室管理・データへのアクセス制限等により、東京電子自治体共同運営センター内部からの情報資産の危殆化を防止させる。</p> <p>5 東京電子自治体共同運営センターにおけるシステム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等について、監視・アクセス等のログを取得させる。取得したログは、定期的に分析を行わせる。</p> <p>6 業務担当職員ごとに交付される ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者（他の自治体・他の業務担当者等）</p>

	<p>による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。</p> <p>7 必要に応じて利用者に交付される ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。</p>
--	--

特記事項

(基本的事項)

- 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。